

## 協議会設置について

- 渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会（仮称）設立趣旨について  
P 2
- 渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案）  
P 3

# 渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会（仮称）

## の設立趣旨について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表したところである。

渡良瀬川沿川では、当ビジョンを実現させるため、河川管理者、県、市町等関係機関が連携し減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する減災対策協議会を設立するものである。

## 渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約(案)

### (名称)

第1条 本会の名称は、「渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)」(以下「協議会」)とする。

### (目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、渡良瀬川における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置く。会長は委員間の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。
- 4 会長は、第1項によるもののほか、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

### (幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置く。幹事長は委員間の互選によってこれを定める。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し議事運営を行う。
- 5 幹事長は、第2項によるもののほか、構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

### (事務局)

第5条 本協議会の事務局を、渡良瀬川河川事務所調査課におく。

### (協議会の検討内容)

第6条 協議会で行う検討内容は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

### (会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

- 3 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年 5月18日から施行する。(第1回協議会の日)

関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長

気象庁 宇都宮地方气象台長

気象庁 前橋地方气象台長

栃木県 県民生活部 危機管理課長

栃木県 県土整備部 河川課長

群馬県 総務部 危機管理室長

群馬県 県土整備部 河川課長

足利市長

栃木市長

佐野市長

桐生市長

太田市長

館林市長

板倉町長

邑楽町長

国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所副所長  
気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官  
気象庁 前橋地方気象台 防災管理官  
栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐  
栃木県 県土整備部 河川課長補佐  
栃木県 栃木土木事務所 保全部長  
栃木県 安足土木事務所 保全部長  
群馬県 総務部 危機管理室 補佐  
群馬県 県土整備部 河川課 補佐  
群馬県 太田土木事務所 副所長  
群馬県 桐生土木事務所 次長  
群馬県 館林土木事務所 次長  
足利市 危機管理課長  
栃木市 危機管理課長  
佐野市 危機管理課長  
桐生市 安全安心課長  
太田市 危機管理室長  
館林市 安全安心課長  
板倉町 総務課長  
邑楽町 安全安心課長